

## 田野畑村地域企業経営継続支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染症の影響により困窮する中小企業者の経営の継続を支援し、地域経済の維持を図るため、田野畑村地域企業経営継続支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、田野畑村補助金交付規則(昭和37年田野畑村規則第2号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 中小企業者とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者及び村長が別に定める者をいう。
- (2) 家賃とは、中小企業者が事業の用に供するために賃借している建物の賃貸借契約に定める賃借料又は、これに相当する利用契約等に定める利用料等の月額をいう。

### (補助金の交付基準)

第3条 補助金の交付基準は、別表第1のとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)を、村長に提出しなければならない。

### (補助金の交付決定等)

第5条 村長は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきと認めるときは、補助金の交付決定をするものとする。

2 村長は、交付決定をする場合において、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を補助事業終了の翌年度(4月1日から翌年3月末日までの期間をいう。以下同じ)から起算して5年間保管しておかなければならないこと。
- (2) 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。

3 村長は、交付決定等の内容及びこれに付した条件を、補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

### (申請の取下げ)

第6条 前条の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該通知に係る交付決定の内容に不服があるときは、当該通知を受け取った日から起算して15日以内に、申請の取下げをすることができる。ただし、村長が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることができる。

2 前項の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定は、なかったものとみなす。

### (変更の申請)

第7条 補助事業者は、補助事業の内容または金額の変更(軽微な変更を除く。)を行おうとするときは、変更交付申請書(様式第3号)を村長に提出しなければならない。

2 前項の軽微な変更とは、交付決定額の20パーセント以内の減額をいう。

3 村長は、第1項の申請について変更すべきものと認めるときは、その旨を第5条第3項に準

じて通知するものとする。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第8条 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止を行おうとするときは、その旨を記載した申請書を、事業を中止又は廃止しようとする日の20日前までに村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が終了したときは、補助金実績報告書兼請求書(様式第4号)を、補助事業の終了した日から起算して20日を経過するまでに村長に提出しなければならない。ただし、村長が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

(補助金の額の確定)

第10条 村長は、前条の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、当該事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第5号)により当該補助事業者に通知するものとする。

2 前項の通知は、第5条で通知している交付決定額と確定額とが相違する場合についてのみ行うこととする。

(補助金の交付)

第11条 村長は、前条の額の確定を行った後、補助金を交付する。

2 村長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは補助事業者が提出する補助金概算払請求書(様式第6号)により概算払いをすることができる。

(交付決定の取り消し)

第12条 村長は、補助事業者が次の各号の一に該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(1) 補助金を他の用途に使用したとき。

(2) 虚偽の申請、その他不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、補助事業に関して、規則若しくはこの要綱の規定に基づく村長の指示又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。

2 村長は、前項の取り消しの決定を行った場合には、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 村長は、前条の取消しを決定した場合又は第8条の廃止を承認した場合において、当該取消し又は廃止に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、当該決定の翌日から起算して15日以内の期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 村長は、やむを得ない事情があると認めたときは、前項の期限を延長することができる。

(延滞金)

第14条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納期日の翌日から起算して納付の日までの日数に応じ、当該未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付額を控除した額)に年10.95パ

一セントの割合を乗じて計算した延滞金を村に納付しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第 15 条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとみなす。

(失効)

第 16 条 この要綱は、令和 2 年 8 月 31 日を以てその効力を失うものとする。

(補則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

別表第1 補助金交付基準

項 目	内 容
補助対象者	田野畑村に事業所を有する中小企業者
補助金の対象となる経費	補助事業者が支払った令和2年4月1日から令和2年8月31日までの間の連続する3か月以内の家賃（消費税及び地方消費税相当額並びに水道光熱費等の変動する経費を除く。）
補助要件	① 原則として、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、別表第2に定める業種（以下「指定業種」という。）を営む者であること。 ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていないこと。 ③ 補助事業者が賃借する不動産が補助事業者の役員又は役員が経営する法人若しくは補助事業者と生計を一にする者の名義となっていないこと。
補助率	1/2以内
補助限度額	家賃一月分ごとに10万円を上限とする。
対象期間	令和2年4月1日から令和2年8月31日までとする。

別表第2 指定業種

産業分類 中分類番号 (参考)	業 種
39	情報サービス業
40	インターネット付随サービス業
56	各種商品小売業
57	織物・衣服・身の回り品小売業
58	飲食料品小売業
59	機械器具小売業
60	その他の小売業
73	広告業
75	宿泊業
76	飲食店
77	持ち帰り・配達飲食サービス業
78	洗濯・理容・美容・浴場業
79	その他の生活関連サービス業
80	娯楽業
82	その他の教育、学習支援業
92	その他の事業サービス業
95	その他のサービス業